ヒル・エス・アイジャパン株式会社	ＰＡＭ―1101	第ＡＣ―09054号
総合計画工業株式会社	ReamoLink	第ＡＣ―09055号
株式会社シーネット	Ｍ３Sky	第ＡＣ―09056号
〃	ＭＣ―7110Ｓ	第ＡＣ―09057号
株式会社マースエンジニアリング	ＩＣＵ―35ＤＳ	第ＡＣ―09058号
サンデン株式会社	ＨＦＲ―ＣＬ001	第ＡＣ―09059号
大和電機工業株式会社	ＰＤ110Ｕ	第ＡＣ―09060号
〃	ＵＰＤ100Ｒ	第ＡＣ―09061号
〃	ＵＰＤ100Ｓ	第ＡＣ―09062号
〃	ＵＰＤ150Ｕ	第ＡＣ―09063号
〃	ＵＰＤ150Ｒ	第ＡＣ―09064号
〃	ＵＰＤ150Ｓ	第ＡＣ―09065号
〃	ＵＰＤ200	第ＡＣ―09066号
ソニーイーヒムシーヒス株式会社	ＲＷＤＲＶ―265／Ｎ	第ＡＣ―09067号
サクサ株式会社	ＣＬＳⅡリーダライタユニット	第ＡＣ―09068号
〃	ＲＦモジュール	第ＡＣ―09069号
カシオ計算機株式会社	ＤＴ―5300	第ＡＣ―09070号
株式会社サーランネット・アイヒヌイー	ＤＥ―620	第ＡＣ―09071号
株式会社カウベルエンジニアリング	ＡＬＶＨ＿ＪＲ	第ＢＣ―09002号
株式会社ヒフ・イー・シー	ＦＲＷＡ―Ｃ02ＡＳ	第ＤＣ―09016号
パナソニック株式会社	ＪＴ―Ｒ250ＣＲ―２	第ＥＣ―09007号
〃	ＪＴ―Ｒ311ＣＲ121	第ＥＣ―09008号
〃	ＶＴ―9290Ｌ―Ｕ	第ＥＣ―09009号
〃	ＪＴ―Ｐ100ＭＲ―30	第ＥＣ―09010号
株式会社近計システム	ＣＲＵ―2400	第ＥＣ―09011号
〃	ＣＲＵ―2450	第ＥＣ―09012号

○総務省告示第四百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
ＮＥＣヒマンジニアリング株式会社	Ｅ21―05667	第ＡＨ―09003号
パナソニック電工株式会社	ＷＺ7704	第ＥＨ―09003号

○総務省告示第四百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
西日本電信電話株式会社	ＰＮ―1100ＨＤ	第ＥＴ―09002号

○総務省告示第四百八十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波洗浄機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
株式会社オーデック	ＭＵ―1200	第ＡＵ―09013号
日本アレックス株式会社	ＮＨ500－２ＣＨ	第ＡＵ―09014号
日本ヒマソン株式会社	Ｓ7540―06	第ＡＵ―09015号
〃	Ｓ7540―12	第ＡＵ―09016号
〃	Ｓ7540―18	第ＡＵ―09017号
〃	Ｓ7540―24	第ＡＵ―09018号
〃	Ｓ7540―36	第ＡＵ―09019号
〃	Ｓ7525―06	第ＡＵ―09020号
〃	Ｓ7525―12	第ＡＵ―09021号
〃	Ｓ7525―18	第ＡＵ―09022号
〃	Ｓ7525―24	第ＡＵ―09023号
〃	Ｓ7525―36	第ＡＵ―09024号
株式会社カイジョー	64106型発振器	第ＡＵ―09025号
〃	74106型発振器	第ＡＵ―09026号
株式会社ヒスヒメディ	ＵＳ―10ＰＳ	第ＢＵ―09001号
〃	ＵＳ―20ＰＳ	第ＢＵ―09002号
〃	ＵＳ―30ＰＳ	第ＢＵ―09003号
株式会社ピーテーシーエンジニアリング	ＰＥＵ―12Ｂ	第ＣＵ―09001号
株式会社三社電機製作所	ＧＥＤ028060ＣＬ	第ＥＵ―09002号
〃	ＧＥＤ028060ＤＮ２	第ＥＵ―09003号
〃	ＧＥＤ028120ＣＬ	第ＥＵ―09004号
〃	ＧＥＤ028120ＤＮ２	第ＥＵ―09005号
〃	ＧＥＤ040060ＣＬ	第ＥＵ―09006号
〃	ＧＥＤ040060ＤＮ２	第ＥＵ―09007号
〃	ＧＥＤ040120ＣＬ	第ＥＵ―09008号
〃	ＧＥＤ040120ＤＮ２	第ＥＵ―09009号

○総務省告示第四百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波加工機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
東湘電機株式会社	ＵＣＷ―310	第ＡＫ―09002号
〃	ＵＣＤ―250	第ＡＫ―09003号

○総務省告示第四百八十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波ウェルダーの型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
日本アレックス株式会社	ＥＭ―４	第ＡＷ―09002号
日本ヒマソン株式会社	2000LPe19：0.15	第ＡＷ―09003号
〃	2000LPt19：0.15	第ＡＷ―09004号
超音波工業株式会社	ＵＥ―100Ｚ28Ｓ―20	第ＡＷ―09005号

○総務省告示第四百八十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
株式会社リコー	imagio ＭＰＣ3500ＲＣＳＰ	第ＡＰ―09007号
〃	imagio ＭＰＣ3500ＲＣＳＰＦ	第ＡＰ―09008号
富士ゼロックス株式会社	Docu 4470 ― Ｐ	第ＡＰ―09009号
〃	Apeos 5570 Ｇ―ＤＧ４	第ＡＰ―09010号
〃	Apeos 5570 Ｇ―ＤＧ３	第ＡＰ―09011号
〃	Apeos 3370 Ｇ―ＤＧ３	第ＡＰ―09012号
〃	Apeos 3370 Ｇ―ＤＧ４	第ＡＰ―09013号
〃	Docu 3370 Ｇ―Ｐ	第ＡＰ―09014号

○総務省告示第四百八十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の八第一項の規定により、次の電子レンジの型式確認の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	確認番号
ヒレクトロラックス・ジャパン株式会社	ＥＭＣ38905Ｘ	第ＪＰＷＧ6011号
日立アプライアンス株式会社	ＭＲＯ―ＦＦ６	第0906号